

施設整備及び介護保険料設定にあたって 考慮すべき課題について

＝平成23年度第4回高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料＝

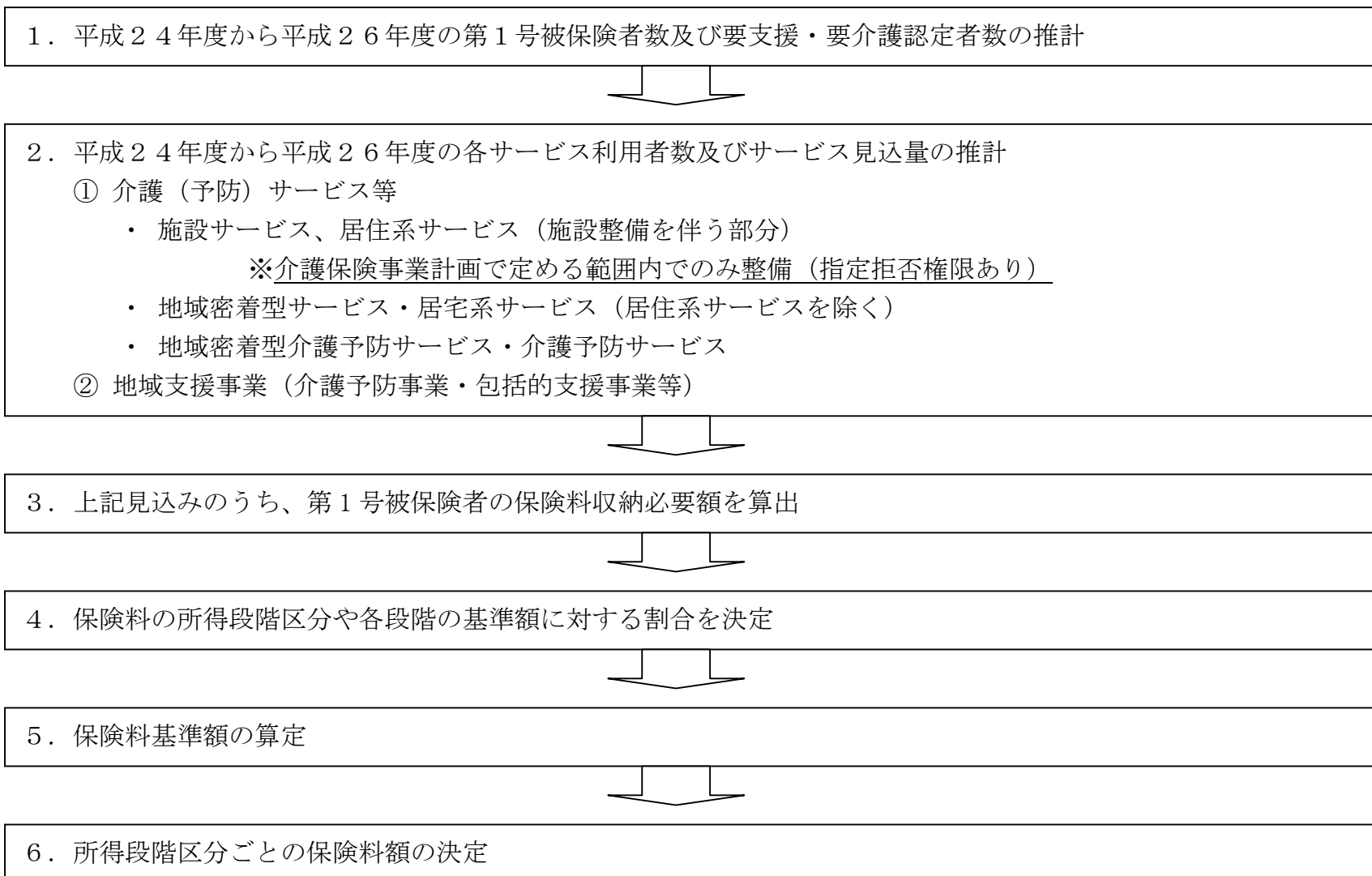
平成23年9月26日

健康福祉部 長寿支援課・介護保険課

●第5期計画における施設整備及び介護保険料設定について

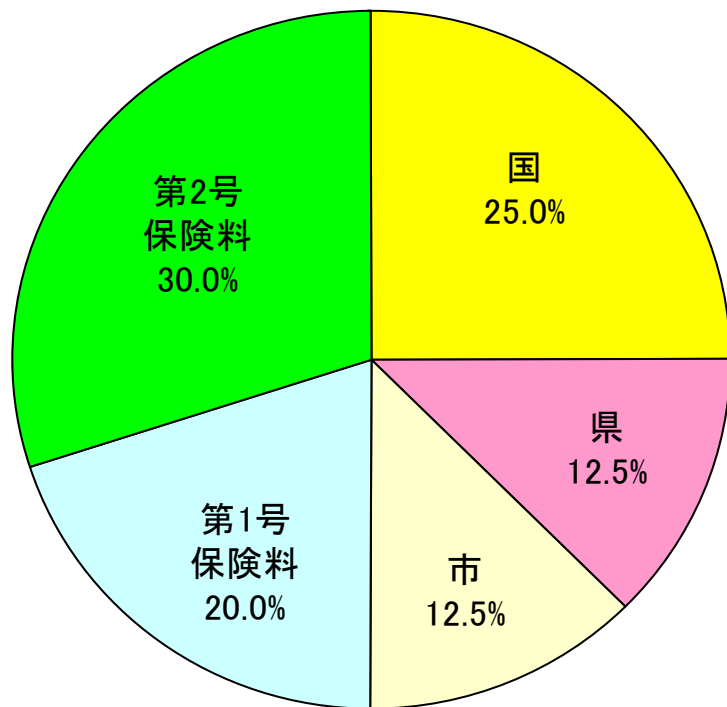
(1) 第5期の介護保険サービス見込量等推計から保険料算定までの流れ

第5期の介護保険料設定手順については、第4期と基本的には同様の手順になるが、サービス量及び給付費の見込において、国の参酌標準が一部廃止されたことから、本市の特性を反映して算定を行う必要がある。

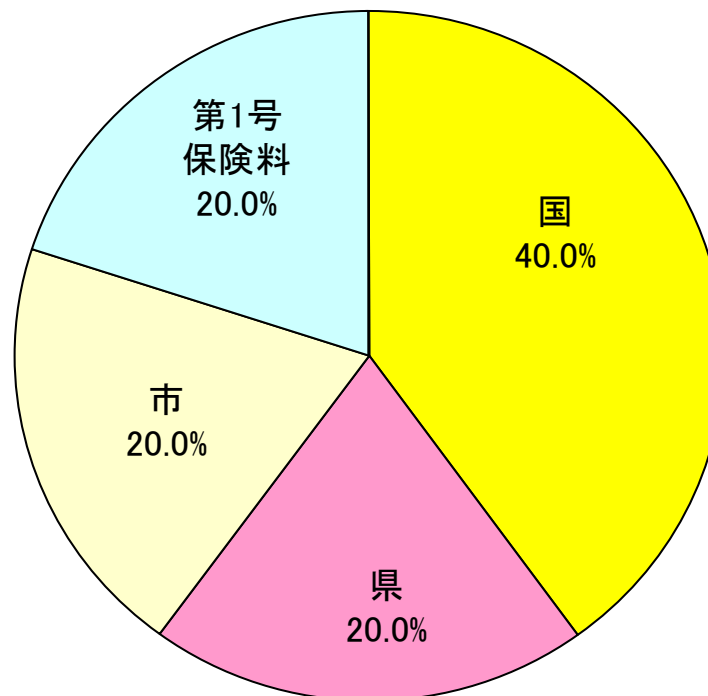


【参考】標準給付費・地域支援事業費(介護予防事業・包括的支援事業・任意事業)の財源構成
(第4期)

介護給付・予防給付・介護予防事業



包括的支援事業・任意事業



※介護給付・予防給付費の施設等分については、国：20%、県：17.5%となる。

(2) 第5期計画における施設整備方針策定への課題

① 施設整備における国の目標値（参酌標準）をどう考えるのか。

○施設・居住系サービスの量の目標値であった37%参酌標準は撤廃された。

※ 施設・居住系サービスは介護保険事業計画で定める数値の範囲内では整備できない。（従来と変更無し）

※ 37%参酌標準は、「在宅サービスと施設サービスをバランスよく整備することが重要」との見地から設定されていた。しかし、「国が一律に数値を決めることは妥当ではない」等の理由から撤廃されたもの。（行政刷新会議資料より）

※ 37%参酌標準の撤廃は、「在宅サービスと施設サービスのバランスの取れた整備を進めるという方針を変更するものではなく、(中略)地域において、その実情に応じた基盤整備が責任を持って行えるようにしたもの」とされている。（H22.10.27.厚生労働省「第5期介護保険事業計画及び地域支援事業の見直しに係る会議」資料より）

○重度者利用割合等については、変更無し。

② 施設整備量と保険料負担のバランス

○施設・居住系サービスは在宅系サービスに比べて保険料に与える影響が大きい。

○高齢者実態調査においては、これ以上の保険料の増額は抑えることを望む声が多い。

③ 施設入所待機者をどう考えるのか。 ⇒ 一方でニーズに応じた施設整備も必要。

○入所待機者状況をより正確に把握する必要がある。

⇒⇒⇒今後においては、以上の点を踏まえ、より詳細な人口推計や要介護認定者数の推計、及び入所待機者状況や保険料への影響額の精査等を行いながら、整備する施設の種別・規模・数量等を検討していくこととなる。

【参考】厚生労働省の示す参酌標準

$$37\% \text{ 参酌標準} = \frac{\text{平成26年度における施設・居住系サービスの利用者数}}{\text{平成26年度における要介護2以上の認定者数}} = 37\% \text{ 以下}$$

⇒

撤廃

- 平成26年度において、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養病床（以下「3施設」と言う。）の利用者のうち、要介護4、5の重度者の割合を70%以上。
- 平成26年度において、3施設の個室・ユニット型の割合を50%以上、特に特別養護老人ホームは70%以上。

⇒

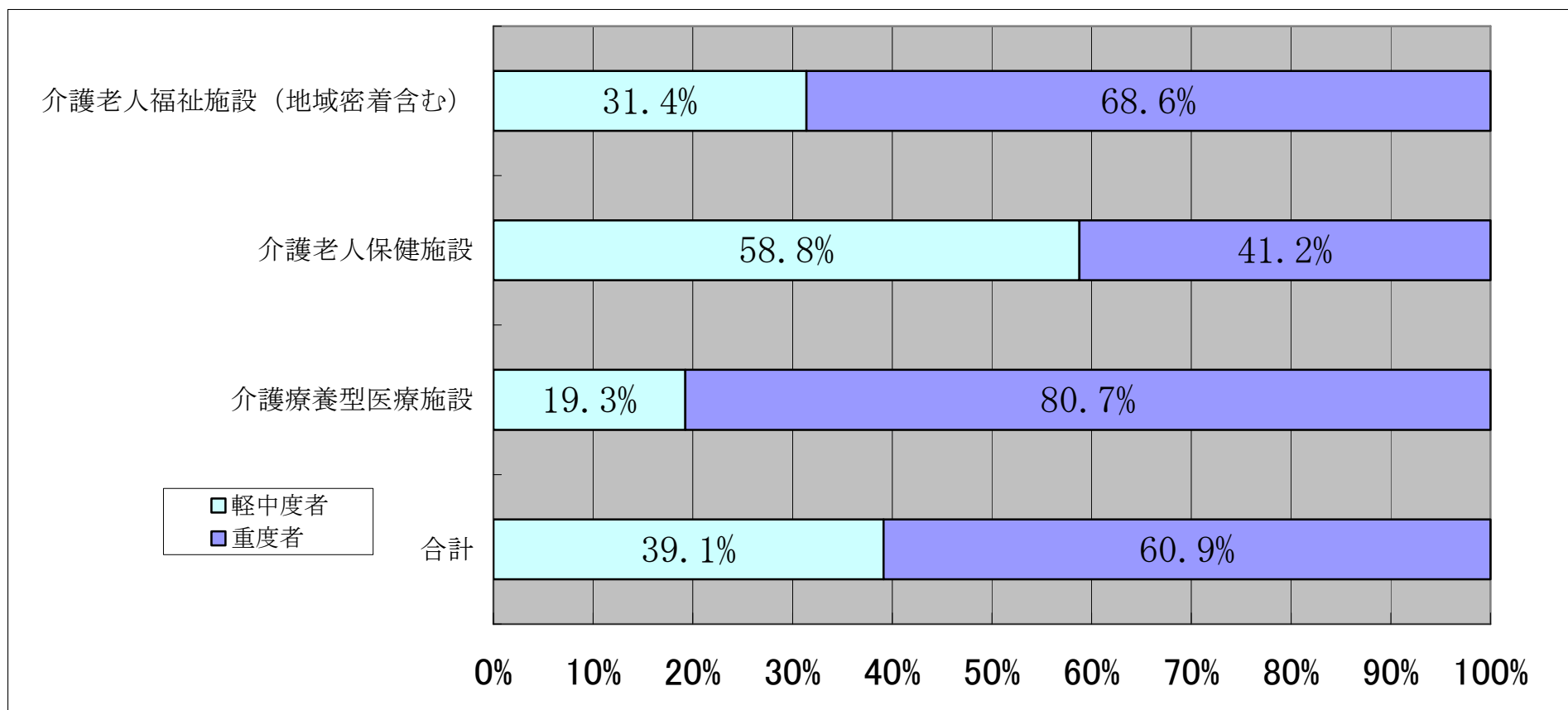
存続

【参考】各施設別の平均要介護度等の状況

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	平均 要介護度
施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	0	0	15	54	164	244	307	784	3.99
		0.0%	0.0%	1.9%	6.9%	20.9%	31.1%	39.2%	100.0%	
	地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	0	0	4	21	28	46	28	127	3.57
		0.0%	0.0%	3.1%	16.5%	22.0%	36.2%	22.0%	100.0%	
	介護老人保健施設	0	0	72	161	169	150	132	684	3.16
		0.0%	0.0%	10.5%	23.5%	24.7%	21.9%	19.3%	100.0%	
介護療養型医療施設	0	0	4	19	39	92	168	322	4.25	
	0.0%	0.0%	1.2%	5.9%	12.1%	28.6%	52.2%	100.0%		
	合計	0	0	95	255	400	532	635	1,917	3.71
		0.0%	0.0%	5.0%	13.3%	20.9%	27.8%	33.1%	100.0%	
居住系	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	0	3	109	164	224	183	107	790	3.01
		0.0%	0.4%	13.8%	20.8%	28.4%	23.2%	13.5%	100.0%	
	特定施設入居者生活介護	24	22	121	102	70	45	27	411	2.14
		5.8%	5.4%	29.4%	24.8%	17.0%	10.9%	6.6%	100.0%	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
	合計	24	25	230	266	294	228	134	1,201	2.71
		2.0%	2.1%	19.2%	22.1%	24.5%	19.0%	11.2%	100.0%	

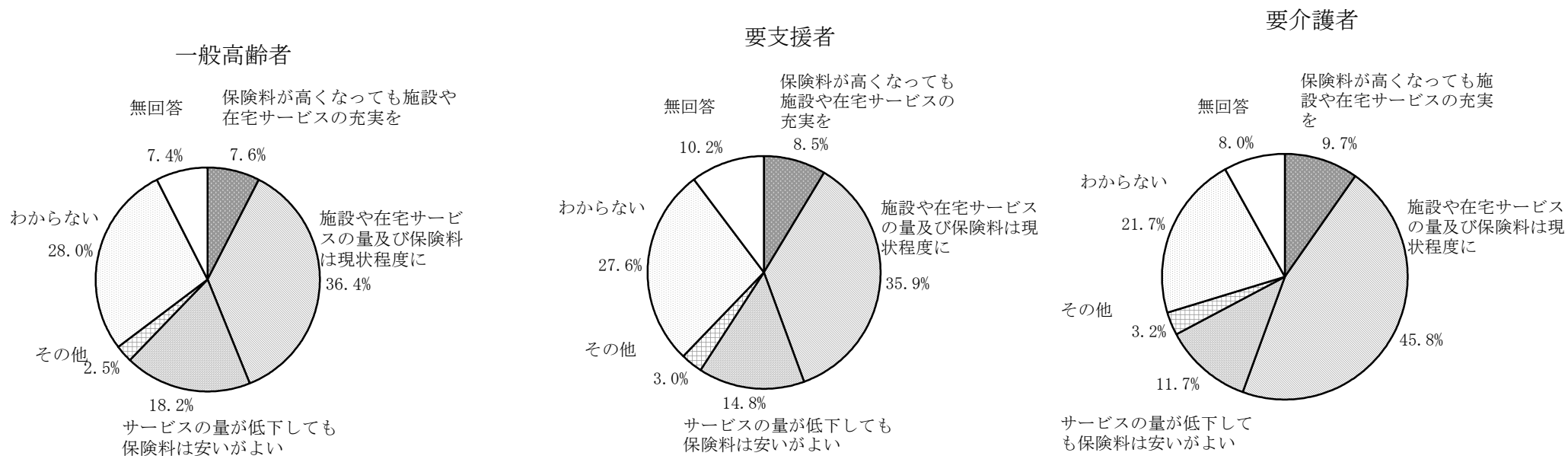
(平成23年4月サービス利用分)

【参考】施設別入所者の重度割合



(平成23年4月サービス利用分)

【参考】高齢者実態調査における、サービスの充実と介護保険料のバランスへの回答結果



【参考】施設系サービスと在宅系サービスの費用額(平成23年4月利用分)

利用者一人当たり給付額	(単位：円)
在宅系	95,087
施設系 (特養・老健・介護療養型)	283,584
居住系 (グループホーム・特定施設)	210,524
全 体	141,888

【参考】特養申込み待機者の状況(平成22年10月1日を基準日とした福岡県による調査結果)

申込者数合計(久留米市被保険者分)	711人
-------------------	------

※福岡県内の各施設から提出された調査票を集約し、重複申込者を整理した数。

※ただし、申込み後、別施設へ入所した人や死亡者された人で施設へその旨を連絡されていない人も含まれている。

○申込み時の住居(内訳)

申込み時の居住	人数	比率
自宅	243	34.2%
介護老人保健施設	142	20.0%
介護療養型医療施設	42	5.9%
養護老人ホーム	2	0.3%
軽費老人ホーム(ケアハウス)	17	2.4%
グループホーム	59	8.3%
生活支援ハウス	1	0.1%
一般病院(医療療養病床を含む)	176	24.8%
有料老人ホーム	18	2.5%
その他・不明	11	1.5%
合計	711	100%

○要介護度(内訳)

要介護度	人数	比率
要介護 1	101	14.2%
要介護 2	150	21.1%
要介護 3	193	27.2%
要介護 4	166	23.3%
要介護 5	101	14.2%
合計	711	100%

(3) 第5期における介護保険料設定への課題

第5期の介護報酬改定の他、現時点では次のような増減要因が考えられる。

【増要因】

- 高齢化の進行に伴う、要介護認定者の増大。とりわけ、要介護認定割合の高い85歳以上高齢者の増。
- 第4期においては、保険料上昇抑制のため、介護報酬の増額改定分の1/2相当額が介護職員処遇改善臨時特例交付金として交付されたが、第5期においては交付予定無し。
- 施設待機者への対応 ⇒ 施設サービスは在宅サービスより1人当たり費用額が大きい。

【減要因】

- 介護保険法改正により、県に積み立てている財政安定化基金（国・県・市町村が各1/3拠出）の活用が可能となった。
（取崩し額の1/3を市町村に交付とされているが、現時点での久留米市の活用可能額は不明。22年度末の県基金残高は約125億円）

⇒⇒⇒今後においては、上記要因影響額の推計を行いながら、保険料設定を行っていく事となるが、高齢者の負担能力の差とそのバランスに配慮した保険料の所得段階区分設定や保険料最高段階（現行、基準額の1.75倍）の取扱い等が課題と考えられる。

【参考】 第5期期間中の高齢者数の推計

○高齢者数の推計－1

		実績					推計			
年齢区分	項目	3期			第4期		第5期			
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
(毎年10月1日:住基)										
65歳以上	人口	60,473	62,009	63,345	64,941	65,751	66,247	68,632	71,117	73,841
	初年度比		1,536	2,872	4,468	5,278	5,774	8,159	10,644	13,368
	指数(1)	100	102.5	104.7	107.4	108.7	109.5	113.5	117.6	122.1
65歳～74歳	人口	32,521	32,892	33,142	33,636	33,219	32,682	33,991	35,759	37,899
	初年度比		371	621	1,115	698	161	1,470	3,238	5,378
	指数(1)	100	101.1	101.9	103.4	102.1	100.5	104.5	110.0	116.5
75歳以上	人口	27,952	29,117	30,203	31,305	32,532	33,565	34,641	35,358	35,942
	初年度比		1,165	2,251	3,353	4,580	5,613	6,689	7,406	7,990
	指数(1)	100	104.2	108.1	112.0	116.4	120.1	123.9	126.5	128.6
75～79歳	人口	12,119	12,539	12,906	13,114	13,641	14,008	14,271	14,226	14,150
	初年度比		420	787	995	1,522	1,889	2,152	2,107	2,031
	指数(1)	100	103.5	106.5	108.2	112.6	115.6	117.8	117.4	116.8
80～84歳	人口	8,548	8,885	9,208	9,593	9,833	9,960	10,318	10,643	10,844
	初年度比		337	660	1,045	1,285	1,412	1,770	2,095	2,296
	指数(1)	100	103.9	107.7	112.2	115.0	116.5	120.7	124.5	126.9
85歳以上	人口	7,285	7,693	8,089	8,598	9,058	9,597	10,052	10,489	10,948
	初年度比		408	804	1,313	1,773	2,312	2,767	3,204	3,663
	指数(1)	100	105.6	111.0	118.0	124.3	131.7	138.0	144.0	150.3

※現時点での推計。

※23年の実績、及びより詳細な推計を行う事で、第5期期間中の推計値は変動することとなる(以下の推計も同様)。

○高齢者数の推計－2

							(毎年10月1日：住基)			
年齢区分	項目	実績					推計			
		3期			第4期		第5期			
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
65歳以上	人口	60,473	62,009	63,345	64,941	65,751	66,247	68,632	71,117	73,841
	構成割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	指数(2)						100	103.6	107.4	111.5
65歳～74歳	人口	32,521	32,892	33,142	33,636	33,219	32,682	33,991	35,759	37,899
	構成割合	53.8%	53.0%	52.3%	51.8%	50.5%	49.3%	49.5%	50.3%	51.3%
	指数(2)						100	104.0	109.4	116.0
75歳以上	人口	27,952	29,117	30,203	31,305	32,532	33,565	34,641	35,358	35,942
	構成割合	46.2%	47.0%	47.7%	48.2%	49.5%	50.7%	50.5%	49.7%	48.7%
	指数(2)						100	103.2	105.3	107.1
75～79歳	人口	12,119	12,539	12,906	13,114	13,641	14,008	14,271	14,226	14,150
	構成割合	20.0%	20.2%	20.4%	20.2%	20.7%	21.1%	20.8%	20.0%	19.2%
	指数(2)						100	101.9	101.6	101.0
80～84歳	人口	8,548	8,885	9,208	9,593	9,833	9,960	10,318	10,643	10,844
	構成割合	14.1%	14.3%	14.5%	14.8%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	14.7%
	指数(2)						100	103.6	106.9	108.9
85歳以上	人口	7,285	7,693	8,089	8,598	9,058	9,597	10,052	10,489	10,948
	構成割合	12.0%	12.4%	12.8%	13.2%	13.8%	14.5%	14.6%	14.7%	14.8%
	指数(2)						100	104.7	109.3	114.1

【参考】年齢区分毎要介護認定率の推移(第1号被保険者)

平成21年4月1日

区分	人口	認定者数	認定率
65歳～74歳	33,365	1,470	4.4%
75歳～79歳	13,013	1,798	13.8%
80歳～84歳	9,455	2,749	29.1%
85歳以上	8,454	4,780	56.5%
計	64,287	10,797	16.8%

平成22年4月1日

区分	人口	認定者数	認定率
65歳～74歳	33,411	1,493	4.5%
75歳～79歳	13,389	1,827	13.6%
80歳～84歳	9,856	2,897	29.4%
85歳以上	8,949	5,197	58.1%
計	65,605	11,414	17.4%

平成23年4月1日

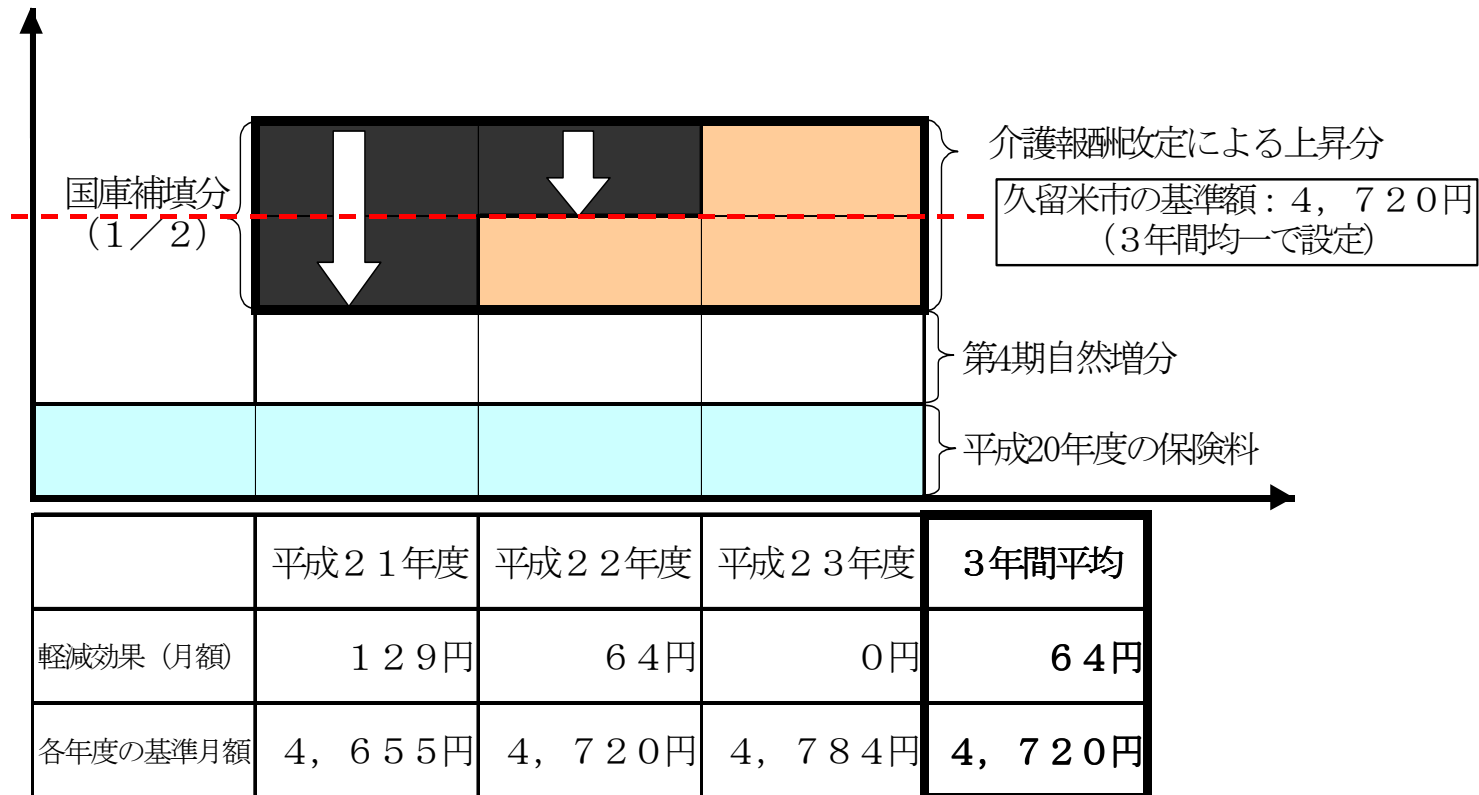
区分	人口	認定者数	認定率
65歳～74歳	32,466	1,453	4.5%
75歳～79歳	13,835	1,853	13.4%
80歳～84歳	9,946	2,937	29.5%
85歳以上	9,424	5,559	59.0%
計	65,671	11,802	18.0%

※人口は住民基本台帳の数値。

【参考】 介護職員処遇改善臨時特例交付金について

○ 第4期における保険料上昇抑制のため、介護報酬の増額改定分の1/2相当額が国より交付された。

(久留米市は約143百万円)



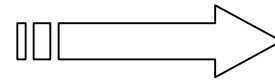
【参考】保険料上昇の緩和

厚生労働省が示す基金の取扱い

○ 財政安定化基金の取り崩し

- ・ 財政安定化基金は都道府県に設置されており（国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出。）、介護保険財政に不足が生じることとなった場合に、市町村に貸付・交付される仕組み。
- ・ 第3期以降、貸付率は大きく低下しており、第4期末の残高は全国で約2,850億円となる見込み。会計検査院からも余裕分を拠出者に返還できる制度とすることを指摘されている。
- ・ 本来の目的に支障をきたさないための必要な見込み額を残して、財政安定化基金の余裕分を第1号保険料の上昇の緩和等に活用する。

福岡県の財政安定化基金
平成22年度末現在基金積立残額



124億8500万円

6月22日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法が改正され、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となった。

当該基金を取り崩したときは、保険料率の増加の抑制を図るため、その取り崩した額の3分の1に相当する額を市町村に交付することとなった。

【参考】第3期及び第4期の保険料段階区分

		第3期計画期間の保険料区分（参考）			第4期計画期間の保険料区分			
		対象者		負担割合	対象者		負担割合	
所得段階区分	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5
	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5
	第3段階		第1段階、第2段階以外の人	×0.75	第3段階		第1段階、第2段階以外の人	×0.75
	第4段階	市民税世帯課税	市民税本人非課税の人	基準月額 4,724円	第4段階の特例割合	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88
	第5段階				市民税本人課税で、合計所得金額200万円未満の人		×1.25	第4段階
	第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上500万円未満の人	×1.5	第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13
	第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上の人	×1.75	第6段階		市民税本人課税の方で合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25
				第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上500万円未満の人	×1.5		
				第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上の人	×1.75		

※ 保険料段階区分…第5段階以上は、市町村で任意設定可。（第4段階も4期に限り分割可⇒5期も継続の見込み。また、5期は第3段階も分割できる事となる見込み）

【参考】負担能力に応じた保険料負担について(国の考え方)

介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、これまで以上に、それぞれの被保険者の方の負担能力に応じて保険料を賦課する必要がある。

第5期において国が示す保険料に関する取組み

① 第5段階以上の多段階設定

第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすことを可能としている。

② 第3段階の細分化

保険料負担段階第3段階の対象者は、市町村民税世帯非課税者であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超えている者等とされているが、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第5期保険料について、保険者の判断で、第3段階の所得区分を細分化することを可能とする方向で検討中。

③ 特例第4段階の継続について

第4期については、保険料負担段階第4段階の者のうち、公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断により基準額に乗じる割合を軽減することができることとしているが、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第5期においても引き続き、当該保険料負担段階を設定することを可能とする。

(保険料率)

